

令和6年第2回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和6年6月11日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員長	堀 真
委員	松林 敏	委員	浦川 圭一
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(産業振興課)

課長 永石 大祐

係長 早稲田 由香

教育次長 宮司 裕子

教育委員会理事 鳥山 勝美

本日の委員会に付した案件

所管事務調査

義務教育学校制度について

コミュニティスクールについて

外国人の雇用対策について

開会 9時29分

閉会 11時46分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

本日は所管事務調査、教育委員会の義務教育学校制度についてとコミュニティ・スクールについての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員の皆さま、おはようございます。義務教育学校制度およびコミュニティ・スクールについて所管事務調査を求められておりますので、それぞれについて説明をさせていただきたいと思っております。まず義務教育学校、コミュニティ・スクールについて説明をする前に、前段としまして長与町の現状と申しますか、長与町の子どもたちの様子について少し話をさせていただきたいと思っております。長与町の将来の人口の推計ですけれども、社人研の方から出ております2018年の推計は、このような形で4万人を割る、現在割っておるところかなと思っております。昨年度また新しい推計が出ました。もうご存じかと思うのですが、さらに減少傾向が加速度しまして、2045年には3万人を割る方向が推計として出ております。こうならないように町政の方では努力をしているところでございますが、子どもたちの推計を見ますと、次のようになります。現在が同じ3,600、3,700ぐらいです。2020年を100と考えますと、2050年は51.7%、もう約半減をするのではないかというような推計でございます。全国学力学習状況調査、毎年行われておりますが、この質問紙調査でいくつかのアンケートがあります。学校に行くのは楽しいと思いませんかという問いに対して、令和5年度の6年生が80%以上は学校に行くのは楽しいと答えているのですが、逆に考えますと16.5%の子どもたちは、そうではない、楽しくないというような回答をしております。ここを何とかしないといけないなと考えているところがございます。また、自分に良いところがあると思いませんかという設問に対して、自己肯定感ですね。これに対してはどうかと見ますと、これも8割以上はあると、どちらかというところとあると回答しているのですが、逆に見ますと14.6%の子どもたちが、自分には良いところはないというような回答をしているところがございます。ここも何とかしないといけないなと、考えているところがございます。子どもたちを取り巻く環境は良いことばかりではございません。いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、性被害、犯罪被害、自殺、暴力行為等、一歩間違えると危険な所に子どもたちはいるということも言えます。いじめの状況について、これは全国のものですけれども、やはり右肩上がりでありいじめについても過去最高を令和4年度は記録をしております。不登校についてもこれも右肩上がりであり、令和4年度は大きく過去最高になっております。ここで見ますとやはり令和2年度、3年度、4年度が急激に上がっているのは、コロナ禍が影響しているところが多分にあると考えられます。子どもたちの自殺についてもやはり右肩上がりまではいかないですが、増加傾向にあります。ニュ

ースには出ませんが、令和4年度も小学生の自殺の件数が19件、全国で発生しているところでは、私たちは重く受け止めないといけないところだなと考えておるところでございます。そこでそういったものを少しでも軽減、そして、解消できるような取り組みとして義務教育学校やコミュニティ・スクールもその一つの方策の一つではないかなというところで、まず義務教育学校制度についてご説明を差し上げたいと思います。はじめにですが、子どもたちが生きるこれからの社会はVUCAの時代と言われております。このVUCAのVは変動制、Uは不確実性、Cが複雑性、Aが曖昧性の頭文字をとって、VUCAの時代と言われております。変化変動が激しく昨日正解だったものが今日は正解ではなくなったり、複雑でボーダーレスの曖昧なものが増えてきております。先行きが不透明で将来の予測が困難な時代が待ち構えております。そんな予測困難な社会を生きる子どもたちに育むべき資質能力として、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるようにする。こういった力を育てましようということが学習指導要領の前文にも、そして、令和3年度に出されました令和の日本型学校教育の構築を目指してという中央教育審議会の答申からも、この資質能力が出されております。この資質能力を具体的に見ますと、自己肯定感、自己有用感、自己効力感、他者理解、他者尊重、主体性、協働性、利他性、創造力、論理的思考力、問題発見、問題解決力、表現力、リーダーシップなどが挙げられます。これを学習指導要領では3本の柱に整理しております。生きて働く「知識、技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」でございます。令和の日本型学校教育という通知が出ておりますが、では令和の日本型学校教育とは、どんな教育なのか。そのはじめに日本型学校教育とは、これまでの学校教育です。知、徳、体を一体で育む教育が日本ではなされてきております。世界からも称賛されている内容でございます。学習機会と学力が保障されている全人的な発達成長の保障、身体的、精神的な健康の保障、諸外国は知は学校けれども、徳は教会、体は地域のスポーツクラブと役割分担がなされているのかなと思いますが、日本型はこれを一体として学校で行ってきています。しかし、長くやってきた日本型学校教育にもひずみが出てきているのではないかとこのところで、新たな動きとしまして、今の学習指導要領を着実に実施していきましょう。それからGIGAスクール構想も推進していきましょう。学校における働き方改革の推進をしていきましょう。そして、第4期の教育振興計画が国および県が出されましたので、その推進もしていきましょうということでございます。これまでの日本型学校教育とこの新しい流れを掛け合わせたものが日本型学校教育、これまでの日本型学校教育の良さを受け継ぎ、さらに発展させる新しい時代の学校教育の実現ということで、令和の日本型学校教育、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現、その際ICTを最大限に活用しま

しょう。そして、義務教育9年間を見通した小学校高学年からの教科担任制、そして小中学校の連携促進、そして誰1人取り残さない安心安全の居場所づくり、最後の誰一人取り残さない安心安全な居場所づくりは、先ほど申し上げましたいじめや不登校の解消にもつながるのかなと考えておるところでございます。義務教育学校制度になります。これまで現在も小学校は修業年限が6年でございます。中学校は修業年限が3年でございます。これを一つにまとめたものが義務教育学校で、修業年限が9カ年になります。1人の校長の下、1つの教職員組織です。義務教育9年間の学校教育目標を設定します。それから9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施いたします。心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を、基礎的なものから一貫して施すことを目的としております。小中学校の学年区分は、現在は6、3制になっております。少しずつ学習難度等が上がっていきますので、小学校、中学校はこのような形になっているのかなというところなんです。これを子どもたちは歩んで行きますが、この6年生から中学校のところであつまずくお子さんが少なくございません。これを中1ギャップと呼びます。学校の差、段差をできるだけなだらかにっていくところが、義務教育学校制度の一つでございます。義務教育学校の学年区分、例としまして4、3、2制を挙げております。これが5、4制だったり組み合わせはいろいろ自由にできるそうです。4、3、2制としますと、学年は難度は上がってきますので階段はありますが、その階段を1つの学校でするので、緩やかに上っていけないのではないかとこのところでございます。教育課程につきましては、前期課程小学校を、後期課程を中学校の学習指導要領を準用し、これまで小学校は学級担任制が中心でございました。中学校は教科担任制が中心でございます。ただし、道徳科および学級活動、総合的な学習の時間については、中学校も担任の先生が大いに関わる時間でございます。ここにギャップがありますので、小学校で言いますと5、6年生の段階で半分近くを一部教科担任制にできるのが、義務教育学校制度でございます。文科省の方が3、4年生まで教科担任制を入れた方がいいのではないかとこのところ、この図には入れております。そうすると階段が上れるのかなあというようには考えております。

次に参ります。義務教育学校のメリットでございます。一般的なメリットでございます。中1ギャップの緩和、解消が図れるのではないかと。9年間の系統性、連続性を意識した学習による高い教育効果が得られるのではないかと。小中学校教員の融合による質の高い教育が行われるのではないかと。異学年の交流による1年生と9年生であれば7歳と15歳です。8つの差がありますが、そういった小さい子、それから大きいお子さん、異学年交流による精神的な発達や社会性の育成が図れるのではないかと。5つ目に継続的な児童生徒に対するきめ細かな指導ができるのではないかと。特に特別な支援を要するお子さんについて、小学校から中学校に上がったときに、全然先生方が知らない人ばかり、そこに一つの流れであれば知っている先生が必ずいるというような効果があります。6つ目に義務教育学校の特例が認められております。これは義務教育学校であれば今ある

教科の時間数を少し調整をして、新たな教科、学習が組めます。例えばですけど、長与学であるとか、長与川学であるとか、長与川を中心に学習を深めていきたいと思います。特別な教科を組むことができます。7つ目、小中学校が融合されますので、校務の効率化も図れるのではないかとというメリットが考えられます。逆にデメリットも一般的なデメリットですが、いくつか挙げられております。1つ目、1つの学校になることで、人間関係が固定化しやすいのではないかと。2つ目に小学校の卒業式がなくなりますので、その達成感が失われるのではないかと。併せて中学校入学っていうところがございませんので、中学生になるという新鮮さが失われるのではないかと。4つ目です。小学校高学年になりますと委員会活動等で学校のリーダーになります、その小学校の5、6年生段階は、9年間の間地点になりますので、そこで育つであろうリーダーシップや自主性を養う機会が少なくなるのではないかと。5つ目です。発達段階の差への配慮、例えばですけれども運動会を1年生から9年生までが一緒にした場合に、1年生の動きと9年生の動きは大いに違います。そういったときに配慮が必要になってくる。大きなこれまでよりも配慮が必要になってくるというところでございます。6つ目です。これはもう本町の中学生は落ち着いておりますので、本町には当てはまらないかと思うんですが、中学生相当の生徒の悪影響が小学校の低学年、中学年に移ってしまうのではないかとという恐れがございます。7つ目です。校長の負担過重があるのではないかとというところでございます。義務教育学校の必要性ですが、義務教育学校でなくてもできる教育課程の工夫、改善はございます。ただし、義務教育学校の方が教育課程の工夫、改善がしやすい面があります。先ほど申し上げましたように1年から9年までを一本の線につなぐことができますので、無駄なくそして効果的な教育課程を組むことが可能かなとも思います。また、義務教育学校にすることで、通常の小学校、中学校よりも加配教員を要求することができますので、人の手も増えるのかなというようにも思います。また、義務教育学校でしかできないことがある。先ほど申し上げましたように特例もございます。義務教育学校だからこそできることもございます。長与町新しい学校づくり検討委員会が、先月16日木曜日に第1回目が行われました。委員としましては、活水女子大学健康生活学部教授の藤木先生を委員長に、ここに出ております10名の委員で協議をしていただきました。まずは教育長の方から長与町内で義務教育学校ができるものなのか、できないものなのか、ぜひそのところを検討してもらいたい。行政が義務教育学校しますよ、承認してくださいではなくて、義務教育学校ってこんな学校なんです、今実際に長与町でできると思いますか、できたらどんなふうなところに気を付けたらいいと思いますか。いや無理でしょうというような、いろいろな角度からのご意見を頂いているところでございます。私の方から先ほど委員の皆さまに説明した内容と同じような内容を説明させていただきました。本当に保護者の方からは、今までのやり方でもできるんじゃないでしょうかとか、特別支援学級の子どもたちが上がった場合は、どうなるのでしょうかというように本当に素朴な疑問から出ておりました。また、学識経験者の長崎県立大学

の学長の浅田先生からは、これまで6、3というのが当たり前だったけれども、9年の義務教育っていう見方もとても大切な見方ではないかというような話もございました。第2回目では、ではどういう一本の線が繋がっていくのか、一本につながることでどんなメリットが本当に考えられるのかっていうところを、もう少し検討しましょうかというような話題で1回目が終わったところでございます。

次にコミュニティ・スクールについて、移ってよろしいでしょうか。では続いてコミュニティ・スクールについて説明をさせていただきます。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校を言います。学校運営協議会とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関、会議体を指します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5にのっとっております。コミュニティ・スクールの概要でございますが、このような形になろうかと思えます。校長の学校運営の基本方針、学校経営方針を校長が学校運営協議会の委員に説明し、承認を受ける。それから学校運営であるとか教育活動の内容について説明し、意見をもらう。そして、学校運営協議会の委員の方々は、保護者や地域住民に協議の内容を説明し、また、保護者、地域住民から意見を吸い上げるといった、こういった概要でございます。長崎版コミュニティ・スクールというのが、県教委の方からリーフレットが平成29年4月に出されております。この目標、目的でございますが、これまでありました学校支援会議や学校評議委員会、学校関係者評価委員会などの機能を整理統合して、段階的にコミュニティ・スクールへ発展させていきたいと思います。これには無理のない範囲で今ある組織を活用しながら、という言葉が隠されているかと思えます。評価指標としまして、令和2年度までに全市町にコミュニティ・スクールを1校以上実施するということが出されました。本町では、長与町学校運営協議会規則を平成30年度に策定し、全ての小学校、5つの小学校全てをコミュニティ・スクールとしております。学校運営協議会の概要でございますが、まず学校の児童生徒の実態を把握します。情報を共有します。そして、この子どもたちをどのような姿にしていくのか、目指す姿を明らかにする目標ビジョンの共有をするために熟議を重ねます。そして、その実現に向けて活動を行います。協働での活動を行います。そして、その評価を振り返る。これをサイクルで行っていきます。そのときに会議体ですので、会議体自体が動くっていうわけにはいかず、会議体を中心に見守りボランティア、老人クラブ、青少協、地域コミュニティ、PTA、図書ボランティア、自治会、民生委員・児童委員など学校には応援団がたくさんおりますので、こういうところに声を掛けながらより良い学校、より良い子どもたちを目指しているところでございます。熟議、目標やビジョンの共有としまして、ビジョンや課題を全員で共有し、共通の目標を設定する。目指すものは何なのか。ここが一番の肝になるのかなあというように思います。ただ集まって子どもたちの情報交換だけではなく、子どもたちをどのような姿に導きたいのか、学校はどう導きたいのか、地域はどう導きたいのか、じゃあ一緒にやるにはどんなこと

を目指すのか、ここに注力する必要があるかと思えます。コミュニティ・スクールの効果としまして、持続可能な仕組みになる。教職員は人事異動で人が変わります。でも学校運営協議会の存在によって、学校と地域との組織的な連携協働体制がそのまま継続できるという良さがございます。2つ目に社会総がかりでの教育、学校運営協議会を通して子どもたちの実態を把握し、地域でどのような子どもたちを育てていくのか共有し、そこに地域の皆さんの協力が得られます。3つ目です。目標ビジョンを共有した協働活動になります。校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、当事者意識を持ち役割分担をもって連携、協働による取り組みが出来ます。これまでやはり学校がお願いをしてしてもらってというようなことが多かったのが学校と一緒に考えて、じゃあ私はこれをやる。私はこれをやる。というような役割分担による連携、協働を目指しているところがございます。学校と地域がパートナーになることで、一つの目標に向かうことで学校と地域が一体となって協力し、一つまた学校が地域の核になるのではないかなというところを考えておるところでございます。そして、学校が地域と共にある学校になり、社会に開かれた教育過程で学校の教育活動に地域のすばらしい人材たくさんおられますので、そこに参加をしていただいて、より質の高い教育につなげていけるのではないかなというように考えておるところでございます。学校とまた地域がパートナーになることで、保護者、地域住民等も教育の当事者になることで責任感を持ち、積極的に子どもの教育に携わるようになるのではないかと考えております。また、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで生きがいにもつながり、子どもたちの学びや体験も充実いたします。保護者、地域住民等と学校が顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現すると考えられます。学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されるところがございます。しかし、本町の学校運営協議会がスタートしたのが、令和2年でございます。コロナ禍と同時に始まりました。そのため長与町コミュニティ・スクール、現在5年目に入っておりますが、草創期はコロナ禍のため対面の機会が少なく、熟議を重ねる場であるんですが対面の機会が少なく、十分な合議、熟議ができなかったという反省点がございます。また、そのため学校運営協議会の取り組み等が、その他の教職員や保護者、地域住民等に十分伝わっていなかったという反省点があります。広報活動にも課題があるかと思えます。しかし、新型コロナの5類への移行後は、学校の教育活動に対する保護者や地域住民等の協力がまた得られやすくなってきておりますので、学校運営協議会の役割や機能を再確認して、児童生徒はもとより教職員、保護者、地域住民のウェルビーイングにつながる活動にしていく必要があると考えておるところでございます。県の義務教育課もこのコミュニティ・スクールを通して学校における働き方改革の進み、質の高い教育につながるのではないかなというところで、県の方も力を入れているところがございます。以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今義務教育学校制度についてとコミュニティ・スクールについての説明が終わりました。これから質疑を行います。まず義務教育学校制度についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

教育制度ですけれども、まず最初に検討委員会が設置されておりまして、メンバーが先ほどスクリーンに何人か出ておりましたけれども、何か地域的に高田地区ばかりに偏っているような感じがします。それは分からないことではありませんけれども、ちょっとそういうなぜ偏っているのかということの説明をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田地区に偏っている、まさにそのとおりになっております。これは義務教育学校をまず本町に入れるのであれば、1小、1中学校の高田小学校、高田中学校は、もう1小、1中学校なので、義務教育学校を導入するとしたら一番導入しやすいのではないかと、ここで、まず、高田地区での義務教育学校制度というところも考えておるところで、こういった委員の配置になったところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

そういうところはちょっと理解しますけれども、やはり長与の場合は中学校3校、そして小学校5校あるわけでありまして、特に私の地区は洗切小学校で人数的にもやはり長与小学校、南小学校とか比べれば数がだんだん減っていくので、そういったところが早めに吸収しやすいのかなという思いもしながら、どういこうそれぞれ体制、体制というか方法で、そのような9年生のあれになっていくのかなという不安があるもので、ちょっと質問の趣旨が私も口下手で上手に言えませんが、どのような流れでいくのか、説明をお願いできればと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在小学校が5校、中学校3校がございまして。大きな学校もあれば小さな学校もございまして。それぞれに良さがございまして、教育委員会としましては、それぞれの良さを生かしてまいりたいとずっと考えておるところでございまして。しかし、一番最初にお見せしました人口減少等を考えると、いずれ統廃合というようなことも議題に乗ってくるのではないかと思うところでございまして。今回、高田小、高田中を考えたところ

ろは1小1中学校もございいますが、高田南地区の土地開発、令和8年度から新しく入居されてくるのではないかというような予想、想定をしております。そこで高田南の住宅にビューテラスの北陽台みたいに、一気に入居されると高田小学校が教室がもたないという状況もございいます。であれば、先ほどの4、3、2制ではないんですけれども、5、6年生を高田中学校の方に上げて学習をさせるとなったときに、多くなるから上げられるではなくて、こういった仕組みで義務教育学校制度という良さをご理解していただいたうえで、5、6年生を高田中学校の方に上がっていただく。そして、1、2、3、4年生は高田小学校の校舎を活用する。5年生から9年生までは高田中学校の校舎を活用するというので、高田小学校の校舎も高田中学校の校舎も生きた形で、1つの学校というように考えておるところでございいます。しかし、これが離れてることで一緒にできるのかっていうような質問も先日の検討委員会の中ではございました。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

ご説明ありがとうございます。この義務教育学校制度、先ほど本当おっしゃったように欧米ではもうこの形になってるので、私も1回見に行ったことが、見学したことがあるんですね。大変すごく小学校、中学校ってずっと一貫して学べるので、非常にいいなというふうに思いました。向こうは小学校に入る前のプレスクールって行って、また新1年生になるための共に一貫性があるんですけども、そのあたりでやっぱりそういった小中学校の一貫の義務教育というのは、要するになんて言うかな、子どもたちのやっぱり下から上の思いやりとか、何かいろんな協調性というのはいいんですけども。そこで小学校は先ほど加配がもしこの教育をすると、加配の教員を増やせるということだったんですが、そのあたり実際に本当に加配をどういうふうに加配をして小学校、中学校で増やせる予定があるのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

加配につきましては実際に加配をするのが県教委でございいますので、明確に何人加配がもらえるっていうところは、お答えができないところではございますが、現在中学校の音楽の先生であるとか、美術の先生であるとかは、その学校の音楽と美術だけでは時間数が少なく他教科のT2、数学のT2、国語のT2、英語のT2という形で入って週の時間数を確保しております。これが小中一貫義務教育学校制度になりますと、音楽を小学生に教えることになるので、自分の専門の教科を中学生や小学生に教えられる。美術の先生が中学校の美術、小学校の図画工作に自分の専門性を生かして教えられるっていう教職員のメリットがあります。しかし、そして、中学校の数学や英語にはT2が必

要ですので、そこに必要な加配は頂けるものと思っております。また、教科担任制を推進する学校には加配を配置するというような文言が県の任用の中にございますので、その点でも加配が期待されるところでございます。しかしながら何名頂けるっていうところは、明確にはできません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほど高田南土地区画整理事業が令和7年3月で終わると、令和8年4月からやっぱり新しい世帯が増えて、子どもたちも多分600人ぐらい増えるのかな、600人か分からないんですが、600世帯だったら例えば1世帯に2人いたとしたら、その倍ぐらい増えるわけですね。その辺り小学校で高田小、そして高田中として、教室は足りるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田南土地区画整理事業の満タン入ったら500世帯ぐらいではないかというように伺っております。そこにビューテラスができたときに計算した方法でいきますと、掛ける1.6、お子さんを1.6掛けて計算をしますと800人という形になります。これが800人が一気に入ってくるかどうかというところが、年代が下のお子さんもいれば上のお子さんもいらっしゃるかと思いますので、800人もし入ってきた場合、一気に入ってきた場合は、高田小学校の教室では足りなくなります。中学校は3年間ですので、中学校3年間のままであれば教室に余裕がありますので、大丈夫です。小学校が大変足りないんで、5、6年生を上げざるを得ない状況が出てくるかと思います。そうした場合にマックス、一番増えた想定でいきますと、高田中にも増築の必要性は出てくるのではないかなというような想定はしておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

高田中の増築もあり得るといふことなんですが、私はこの一貫性をするんだったらもう高田小学校、中学校の本当に教育一貫性で、1つの学校にするべきだと思うんですね。だからその増築と共にやはり高田小学校の子もみんな1年生から上げていくというような将来的なビジョンがそこ必要かと思うんですが、そこは県とのいろんなあれがあるのでしょう。予算的なものもあるので、そのあたり将来的な見通しっていうのはありますか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田中学校への増築分ができればいずれ将来的には児童生徒数が減少してきておりますので、増築分で1年生から9年生までが現在の高田中学校で、1つの義務教育学校として学ぶことは可能だと考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

メリット、デメリット、ご説明ありがとうございました。自分の中では、まず小学校5、6年生を高田中学校にっていうことで、2カ所に分かれるっていうのがやっぱり自分が知ってる小中一貫とちょっと違うところだと思うんですけども、5、6年生がいることでやっぱり1年生から4年生も学べるところが大きいと思うんですけど、それが抜け落ちるんじゃないかという心配。あと職員の負担がでかいじゃないかと思う点と、あと4、3、2という区切り、長与で決めたことかと思うんですけども、例えば他の県内の自治体とかでもそういう取り組みを行うに当たって、よそは5、4でやりますよとか、そういうことになればやっぱり県の方から一定の指導みたいのがあるのかなと思うんですけど、そういったところは全くないのかどうかですね。長与町で独自で勝手にやっっているのかどうか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校も今説明させていただいた4、3、2制は、あくまでも例でございます。これも例と言いながらも高田小学校の5、6年生を上げざるを得ない状況がいずれ出てくる場合に、4までとそれ以上という形になるので、4、5制も考えられますし、5、4制等も今委員がお示しの5、4制も実際あります。もうこの学年区分については、この義務教育学校制度をつくる設置者の方で自由に区分をしていいということになっておりますので、4、3、2制でも、5、4制でも、4、5制でも、そこに狙い、目的がはっきりしていれば可という形になっております。特段県からのこうしなさいという指導はありません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

一応自分が心配してるのは、県の方の人事の異動が大変だなというところだったんですけども、その辺を自由にやっついていいということならオーケーだと思うんですけど、1問目の1年生から4年生が学べる部分のごっそり抜け落ちてるんじゃないかという心配と、高田小学校残った4年までの先生方の負担が大きくなるんじゃないかっていうところはどうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まだ現段階では構想の構想というところがございますので、あれなんですけども、今もう本当構想で考えているのは、中学校に高田中学校に校長がいる。副校長が小学校の4年にいる。どちらにも教頭がいる。そして、3、4年生にも教科担任制を敷くので、担任以外の先生方もいる。もちろん5、6年生が上がりますので、これまで5、6年生がお兄ちゃん、お姉ちゃんだったのが、3、4年生がお兄ちゃん、お姉ちゃんになってくれるのではないかなというような期待もございます。1年生から4年生までの先生方が負担が大きくなるのではないかなというご心配は、多分大丈夫かなと思っておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この義務教育学校、例えばこの町内で1カ所ということで、この教育方針にああいいですねという感じで持たれた父兄とか子ども、子どもを合わせて町内ひよっとすれば高田中の校区だけじゃなくて、他の校区で行かれてる子、方たちが、ぜひここの学校にやりたいと思ったときに、それはいけるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和9年度をもって自由校区がなくなりますので、例えば二中の校区のお子さん、それから長与中の校区のお子さんが高田中の取り組みがいいからということで、行くことはできません。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

たしかにできないだろうなと思いながら聞いたんですけど、ただできないとなると、何か高田南の生徒数の対策のためにやっているのかなというしか感じが受けないんですけども、せっかくこういういい取り組みをするんで、例えば長崎の東中、東高とかありますよね、県立ですよ。あれは例えば県内、長与からも行けますし、行きたいと思ったらあれは義務教育じゃない分を含んでるんでしょうけど、やっぱりあそこにやりたいという子どもさん、ここの教育方針がいいんだとあって、あそこに行きたいという人は目指していくわけですよ。町内に他の4校、小学校4校は、ここで例えば教育課程の例のイメージ図を見ますと、例えば小学校のもう低学年3年生、4年生ぐらいから一般教科担任制を用いるというようなことで、やっぱりこういう教育を受けさせたいと思う

方もいらっしゃると思うんですよ。同じ町内に住んでて校区が違うから行けないとなると、やっぱりそのこの区画整理の対策のためにやっておられるのかなという感じがしてならないんですが、他の校区から行けないというのは、こういう審議会の中で話が出たんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

第1回目の検討委員会では、まだその段階までは話が出ませんでした。でも委員がご心配の中学年から教科担任制であるとか、高学年での教科担任制の増加であるとかっていう点につきましては、これは義務教育学校じゃなくても、国の方が加配が配置がなされればどんどん推進していくよという指導があつておりますので、義務教育学校じゃなかったとしても、この点については推進はしていきたいと考えておるところでございます。ただ委員がご心配の格差ができるんじゃないかっていう点については、やはり第2回目以降、議論が出てくるのではないかなというようには想定しております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

9年生ということについて、一つは感情的にデメリットだったように子どもたちの達成感というのかな、次は小学校にいくぞ、次は中学校に行くぞと、そういう環境の変化はやっぱりいくら僕が必要だと思う。ただそれについての優越感と、それからこれについてはやっぱり何て言うのかな、教職員のなり手不足の解消にもつながってるんじゃないかなと一つはあると思うんですね。9年間、9年生にすれば1人当たりの先生の負担が少し重くなるんじゃないかなと。ただそうすると働き方改革の流れのね、ちょっとその整合性がどうなのかなと、そういう感じがしてるんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教員のご心配ありがとうございます。やはりこの点について、まだまだ具体化できてないところがございます。時間数がどれぐらい、1人当たりの教員の時間数をいくらぐらいにするのか、そこに持っていくには加配を何人もらわないといけないのかっていうところも考えていかないといけませんし、また、これも先ほど申しあげましたコミュニティ・スクールとも関連してきて、学校がすべきところ、地域がすべきところ、家庭がすべきところ、一緒にやるところ、ここを精査して本当に1つの地区の1つの学校という形で教職員だけではなく、教職員、地域、住民、保護者が力を合わせて子どもたちのためについていう、学校ができればなど考えているところがございます。働き方改革と逆行しないようにはしていかないといけないなど、考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕もちょっと心配してるのは、やっぱりコミュニティと合体したような形の中でしか、だからこれは2つ一緒にやらんといかんということだと思いますけどね。今さっき言ったように非常に心配してるのは、やはりその教職員の数がどんどん減って、そして1年生から9年生ということになると、やっぱり学力のちゃんと順番がありますよね。足し算から始まって掛け算に行くとか、そういうふうな部分をずっとやって、そうすると教職員がやっぱりある程度全体を把握しなきゃいけない。そういう感覚に陥る可能性があるね。その辺についてはもう今からもっと、これは質疑じゃなくて、検討していくべきだと思いますね。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

この義務教育学校制度を取り入れたときに、教員免許が小中学校必要だと思うんですけど、これ一貫となったときにそれぞれ持ち合わせていなくても指導できるのか、それとも小中の教員免許を両方とも持ってないという指導できないのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

国の方では、小中学校ともに免許を持っている方が望ましいとしておりますが、当分の間どちらかの免許で大丈夫という形になっております。多分この当分の間は、結構な当分の間ではないかなというように思っているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今ちょっと思ったんですが、高田小、高田中で、1小1中学校ということで最初冒頭言われました。南小の生徒もいますよね、高田中には、そこはどうなるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がご指摘のとおり現在の高田中学校には、南小学校卒業生が今各学年3名から5名おります。令和8年度までの校区自由校区が、令和9年度からなくなりますので、全て高田小学校の子しか高田中学校には行かない状況に令和9年度からはなります。南小

学校卒業はすべからく二中に行く形になります。南陽台もです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

説明ありがとうございました。義務教育学校制度の良い点と悪い点というか、そういったところも分かっているんですけど、私のイメージしていたところは、1つの学校になるというイメージだったので、最初当初5、6年生が高田中学校に行くっていうと学校の校舎自体が離れてしまいますし、1つの学校というイメージがまずないというところで、将来的には例えばもし、今、するかしないかももう、今検討を始めたところだと思うんですけども、実際、実情としては高田南の入居が始まってから増えるという予測があるわけですから、将来的には例えばおっしゃったように、高田中を増設して高田中学校に1つの義務教育学校制度として、これもあくまでも想定ですよ、決めていることではないと思うんですけど、そのようになるのか。そうした場合、私が考えたのが1つの学校になるというところのイメージでは、小学校が近い、中学校になってある程度体が大きくなれば通学範囲が広がっても大丈夫だと思うんですけども、かなりの距離を遠くなるお子さんがいる可能性もあるのかなと思っております。その点についてはいかがでしょうか。将来性の話として、まず2つが1つになるのか、それとその通学路が非常に遠くなるお子さんたちが出るのではないかと危惧してるんですが、いかがでしょうか。

○委員（堀真委員）

宮司次長。

○教育次長（宮司裕子君）

将来的には義務教育学校ということですので、施設一体型、1つの学校ということで想定をしております。それと小学校の方ではなく高田中学校の方に1つの学校というか施設の方を移すっていうことで、小学生の移動距離が長くなるということですが、小学生の国の基準では4キロってのが基準になっておりますので、少し長くなる子どもさんも一定いるかとは思いますが、その想定の中で通学ができるのではないかとこのように考えておりますし、また、施設の方も高田中学校の方が新しい施設になりますので、そちらの施設の方を使って義務教育学校というのを進めていきたいというふうに考えております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

そうした場合、高田中に増築、私もすいません何度か、コロナ禍でなかなかもう行かなくなってしまったところもありまして、高田中には増築するそれだけのスペースがかなりあるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○委員（堀真委員）

宮司次長。

○教育次長（宮司裕子君）

増築っていうものも一体型ということで、かなりの教室数っていうのを想定しているわけではなく、不足をする教室数ということで今のところは想定をしておりますので、敷地の中に増築ができるというふうに考えております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

その点は分かりました。あともう一つちょっと私がどうなのかなと思っている点は、中1ギャップというところで、中1ギャップの解消というふうにメリットで言われていると思うんですが、不登校のお子さんで例えばステージが変わる、学校が変わったときに、これは小学校が中学校だったり、同じような、全員が同じじゃない場合は、そこが解消できたりっていうことも一つあったりするのかなと。例えば中学校でいじめを受けていても高校になって、違う所で違う方々と知り合うとそこが学校に行けるようになったりとか、そういった面も良い面もあるのかなって、全体数で考えれば中1ギャップの解消の方が大きいのかも分からないんですが、そこはどのように考えておられますか。

○委員（堀真委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がご心配されている中1ギャップの解消はできるんだろうけれども、その他のギャップはどうかっていうところで、小学校の校舎から中学校の校舎へ5年生になったときに移るときには、やはり何らかのギャップはあろうかと思っておりますので、そこへの配慮が必要なのかなというように考えております。また、一般質問の中でも答弁させていただいたんですが、今、不登校のお子さんが増えている増加の傾向は中1ギャップだけではなく、どの学年でもそしてどの子にでも起こりうることでございますので、各学年、各学級の中での指導の中で、そこについては配慮をしていかないといけないかなと思っておるところでございます。委員の質問ではございませんが、先ほどの質問の中に小学校卒業、中学校入学という節目がなくなるのは、やはりちょっとかわいそうではないか、心配だっていうようなご質問がありましたが、今少し考えているところは、2分の1成人式であるとか、立志式であるとか、そういった9年間の中でもやはり節目節目っていうのは、4、3、2制であったり、5、4制をするときに、その区分のところ

は、何らかの達成感を味わわせる行事等は必要なのかなあというように考えておるところでございます。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

多分検討されたと思うんですけど、高田中学校は高田中学校残して、高田小学校の5、6年生だけ学びやを高田中の間借りするとか、そういう対応ではできなかったのかどうかだけ教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

宮司次長。

○教育次長（宮司裕子君）

間借りするっていう方法で対応できるのであればそういうふうにはできるんですけども、やはりこう一気に人口の方が増えた場合っていうのを想定した場合っていうのは、どうしても増築っていうのが出てくるのではないかというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

加えまして佐世保市の方でも同じようなケースがございました。佐世保市の方は統廃合の方が小中学校校区でどんどん進んでおるところでございますが、大きくなり過ぎたことで6年生だけ中学校に行ってくれという学校がございます。そうなった場合に、それこそ6年生の担任と6年生だけが動いて、やはり押し出されたというような感覚を子どもたちは持っているようでございます。また、6年生の担任だけ動くので職員会議には戻らないといけないとかっていうような都合もございます。もちろん今はリモートで会議等はできますが、やはり押し出されたという感覚よりも制度等に伴って動くというのがいいのかなというようには考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

それでは義務教育学校制度については、質疑なしと認めます。

それでは続きまして、コミュニティ・スクールについて質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

コミュニティ・スクールについては、先ほどのご説明では今29年から開始している

けども、コロナによってなかなかそれができなかったというところなんです、私もこのコミュニティ・スクールって何か全く見えないなというふうにずっと思ってたんですが、やっぱりこれからはやはり地域でその子どもたちを広く育てていくという総がかりの教育を行っていくというところなんです、今後例えば子どもたちを高齢者団体と共に何か一緒に関わりを持つとか、障害者団体を持つとか、いろんな形で何か子どもたちとも触れ合う機会を持つべきだと思うんですね。そしてまた保護者と地域住民との触れ合いだけでなく、やっぱり子どもも一緒に交えて行っていく必要があるかなと思うんですが、今後のインクルーシブ教育において、今後のビジョンっていうか、具体的なビジョンというのは、予定とかはあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

改めて、安倍委員、質疑をお願いします。

安部委員。

○委員（安部都委員）

再度質問いたします。地域の住民の皆さま方と共にこれから社会総がかりの教育を行っていくというところでありますけれども、今後の具体的なそういったビジョンというものはあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

安部委員がご質問のこれからどういったビジョンでっていうところが熟議の肝になってくるかと思えます。各学校の各学校運営協議会が子どもたちにどんな姿になってほしいのかっていうところで、どんな人とどんな関わりをどんな体験をさせた方がよいかっていうところを各学校運営協議会で、そのビジョンを明確にしてもらいたいと考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そうですね、今からそれは取り組んでいくというところですね。そこのところをやはりみんな全体として見える化していただきたいなというふうに思ってるんですね。そして、不登校とかそういった子どもたちも出さないためには、みんなで先生たち地域、学校共にそうやった今後の段階的に活動をしていくというところで、よろしいですね。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この全ての小学校で令和2年度にコミュニティ・スクール設置をつくられて、その横あたりにもこの学校運営協議会の概要とかで情報を共有するとか、いろいろサイクルで回していくんだというようなことが書いてあって、その下に学校と地域がパートナーになることというところで図示してこういうことになるんだということ。ここの運用というのはもううまくいっておられるんでしょう。うまくいっておられれば私どもがいろいろ言うことないのかなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在うまく回っておりますが、がですね、やはりコロナ禍で小ぢんまりした話し合いになってしまったので、もっと地域に関わっていこうとか、もっと来ていただくとかってというような、アクティブなところが少し停滞していたところの感がございますので、このコロナが5類に移行後、外へ外へそして外からの人を中へ中へという形で、より良くなっていくものと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

自分がPTA会長したときに学校支援会議っていうのがあって、見守りの方とか、PTA会長、PTA副会長2人とか、今地域の方っていうのは参加されてて、そのときのメンバーがあんまり子どもと関係ないようなもう単純にもう子育て終わった年配の方が2人参加されてて、特に何か役で入ってるとかでもない人が参加されてて、なんでこの人たちがメンバーに入ってるのかなとちょっと思うところもありまして、今回学校運営協議会という中にも地域住民っていう方が入られていると。この人方にいろいろコミュニティ・スクールに期待するところも大きいと思うんですけど、そのメンバー選定みたいなのは、どういうふうになってるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校運営協議会の委員の皆さまにつきましては、校長の推薦を受け教育委員会が任命をしているという形になります。しかし委員がお示しのとおり学校支援会議からの発展形ですので、委員をどんな人にしたらいいのかっていうところで校長は悩んでるところもございます。今のメンバーが全て、10人までって決まっていますので入れ替え等が難

しかったりってというのが実情あるところかなというところがございます。もう1点、課題の中には入れていなかったんですけども、地域のコーディネーターになってくださる方が、この存在が難しいんですね。この人に頼めば、この人が言ってくれば地域がみんなが動いてくれるとか、あの人が言ってくればけん行かんばねってというような、すいません、回答として言葉があれなんですけど、そういった地域の核となる存在を校長先生方が早くつかむ。そしてその方々に入っていただく。そして、その方々がいれば動いてくださる方がまだ周りにいるってというような実働的な、会議体なんですけれども、実働的なところにつながるであろうコーディネーター的な方の、コーディネーターにふさわしいような方が、その委員の中にたくさんいてくださると動きもしやすいし、より体験学習も深まっていくであろうし、より質の高い協働活動になっていくのかなあというところはあるんですけど、なかなかそういった人材を見つけ出したり、委員になっていただくまでに少し難しさがあります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

そうですね、言わんとするところはものすごく分かりまして、高田地区って、高田コミュニティって結構優秀なもんでですね、例えば高田地区のコミュニティの会長とかが参加すればやっぱりフィードバックして、高田地区でも何か取り組みとかできるのかなとか、そういうようなことを考えられるので、そういった考えも。で、メンバー選定とかできたらいいなと思うのと、あとちょっと地域の方にもやっぱり期待するところが大き過ぎて、地域の方のメリットとか責任感みたいなのが、何か強過ぎるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどう考えていますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がおっしゃるとおり地域の方の負担っていうか、責任というのは、責任というよりも負担が大きくなってくるのは、間違いないかなというようには思っておるところです。多分地域の方も学校の先生方が忙しそうだから自分たちが動いてやらんばいかんというようなお気持ちで、本当にいろんな形で学校に協力をしていただいております。ただ学校も地域もそして家庭も、平たく同じっていうわけにはいかないんですけど、そのときそのときで、お互い力を出すところ、ちょっと支えてもらうところっていうような役割分担をしながら、ウィン・ウインの関係でいけば一番いいのかなと考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

別に運営はうまくいっているということで、別に言うことないんですが、私たちはもう30年前のPTAで昔の感覚でしかないので、最近私たちもいろいろな学校についてはボランティアでもしてるんですけども、今組織図がありましたよね、コミュニティ単位の老人会とかなんとか。それがこの形的には素晴らしいと思うんですけど、やはり本当に学校を知った人ばかりならいいんですけども、やはり形だけの組織になってしまってるんじゃないかなと。私たちも最近、一番コロナ禍が一番影響してるんですけども、学校に行くときは昔はPTAの保護者さんたちとも仲よくなるし、その先生方とも仲よくなるっていう、そういった感覚でずっと来てるものなんですけど、もう最近それがなくなったような感じがして非常に寂しく感じております。ただ形だけじゃなくてやっぱりそういった格好よかですよね、ボランティアとか、PTAとかなんとか組織図的にはいいと思うんですけども、何かその辺もやっぱり今後改革をしていく、改革は言葉は似合わないかも分からないけど、少し薄くなっていないかな。逆にこういう団体に頼り過ぎて、それ以外の人にも協力をしようとしてる人も多いわけで、その人たちとの交わりがなくなってしまう。その辺があるので寂しく感じておるところもありますので、そういうのを踏まえて協議会とか何とか進めていただければと思ってます。どうでしょうか、その辺は。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

もう委員がおっしゃられることがもっともだなと思っております。課題の中でも出しておりましたやはり顔が見える関係、そして、お互いをちゃんと知ってる、そして、ありがとうございますとか、お世話になりますとかっていうのが自然に言える関係の地域の方、そして教職員との間、そして保護者の間になっていかないといけないなというように思います。それは学校における働き方改革が進んだとしても、そこだけは譲れないところかなというように思っておるところです。またそこがつながりが強ければ強いほど、働き方改革も実は進んでいくのではないかなというように考えておるところでございます。これにつきましては各学校の校長先生方にも話しながら、地域とのつながり強めていってほしいということをお願いをしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほど鳥山理事がおっしゃったように、コーディネーターの存在って非常に大事だと思うんですね。やっぱり各学校から1人ずつ、地域にいたら素晴らしくまとまっていくんじゃないかなと思うんですが、その辺りここに課題の中で広報活動に課題があるというところで、例えば小学校で親御さんにそういったものを回すとか、地域に回すとか、その辺りはどういうふうを考えているんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

これまで学校運営協議会の協議での内容等をほとんどの学校が地域や家庭に流して
なかったという実情がございます。今年度に入っていくつかの学校が学校運営協議会
だよりという形で流しておりますので、その効果は上がってきてるのかなと思いますの
で、これにつきましては横展開をしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

コミュニティ・スクールについて今回所管事務調査をお願いしたところが、私自身コ
ロナ禍が一番いろんな活動を妨げたというのは言うまでもないと思うんですが、1月に
県の教育委員会のコミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動説明会というのが、
文化ホールであったと思うんですね。それに参加したあとに鳥山理事にお伺いしたと思
うんですが、私の中では5つの小学校が全てコミュニティ・スクールになっているとい
う認識は全くなく、長与小だけが取り組んでいるのかと勝手に思っていたところぐらい
で。私も地域の役員をしているので、本来であればもうちょっと知ってなきやいけな
かったなという反省も含めたところですけど、現在その学校運営協議会が設定されてい
るところがコミュニティ・スクールというもの。それで地域のいろんな方とのつながりを
学校運営に対して深めていくというのは理解したんですけど、なかなかそういうような
状況にないような気がするんですね。例えば私の近隣の南小とかも校長先生がすごく
頑張ろうとされているというお手紙を先日いただきましたけれども、コロナ禍を経て運
動会が規模縮小になったから地域の人は呼ばないっていうのが今年度も続いているとこ
ろで、中学校と小学校と校長会で何か話し合われたんだと思うんですけども、まずも
ってやり方がちょっとあまり上手じゃないなと思ったのが、そういったところからお呼
びしても全員が来るわけでもないわけですし、関わりとして学校運営協議会はコミュ
ニティの会長とか多分入られているんだろうと、うちではですね、思ってるんですけれど、
その方たちも地域の代表で会議には行っていただいて学校を良くするために行ってらっ
しゃることは分かるけど、それがフィードバックされない。地域にはよくそれがどうだ
っていうことは、あんまり申し訳ないんですけど、南地区としてはあんまり反映されて
ない。もちろん校長先生はものすごく一生懸命取り組んでいこうってされてるお手紙を
頂いたので気持ちはすごく分かるんですが、コロナ禍でもう5類に移行して今年も2年

目でいろんな行事がそんなことなかったかのように通常通りあるものですから、そのもう一步協議会の会議から先、地域とかいろんな方と人をつながる、その今見えてないと私だけが勝手に思っているかもしれませんが、実情としてはいかがでしょうか。

○委員（堀真委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がご指摘の点は、最大の課題だなというように考えております。広報活動が十分でなかったっていうところも課題に上げておりましたが、やはり協議会で協議したあと、それをどうフィードバックさせていくのか、そして、フィードバック、地域に流したあと地域でどんな変容と行動が見られたのか、そしてまたそれが運営協議会の方にフィードバックされてきてってというような、そういったいい循環がなされていくとより効果が増すのかなと考えておるところでございます。各学校運営協議会それぞれ今いろんな形で、疑義が出ました南小の校区で言いますと、あいさつを地域全体で頑張っていこうというような取り組みがなされようとしておりますし、効果も期待できます。それぞれの学校で取り組むべき内容をきちんとそれを地域や家庭にフィードバックして、そして、それらがどうなされたか評価、振り返りをちゃんとして、良かった点は地域全体で喜ぶような、そういった学校運営協議会にしていけないといけないなと改めて感じたところでございます。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。これは質疑というか要望なんですけど、中学校とかは一定年間行事について地域の自治会長にも案内がいくような取り組みがされてると思うので、できれば校長会とかで規模縮小とかそういういろんなことがあらわれて来賓に対する対応とか、そういうのもあるのかなとは思いますが、まずは地域の人に運動会とか、良かったら運動会だけではなくて、良かったら来てもらえませんかという案内を出す方が先なのではないかなと、正直。学校のことを常日頃心配して見守りだったりしている方もたくさんおられますので、私なんか正式に呼ばれないのに行くのはどうなのかなと、正直今年度思っで行かせてはいただきましたが、そういうふうに思っている自治会長もいるので、そこでやっぱりお会いしたり何か接点があれば、次に「こういうこと学校があればなんですよ、協力してもらえれば」って。昔はもっと自治会長だけじゃなくて、地域の住民と学校が密だったような気がするのでもそこをお願いしたい。回答というか、していかれるとは思いますが、あくまでもそういった思いがあるということだけお伝えをしたいと思います。以上です。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

お諮りします。本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

11時10分まで休憩いたします。

（休憩10時56分～11時09分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは続きまして所管事務調査、外国人の雇用対策についての件を議題といたします。調査事項について説明を求めます。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは所管事務調査、外国人材の雇用についてということで、ご説明申し上げます。説明するに当たって大きな項目として、長与町長崎労働局管内におけるまず求人、求職の状況、それから長崎県長与町における在留外国人の状況、それから技能実習制度、特定技能制度の概要を説明させていただいて、外国人雇用に関する県の取り組みと長与町での雇用の取り組みという流れで説明をさせていただきたいと思えます。

まず、一つ目ですね、長与町・長崎労働局管内における求人求職の状況についてということで、こちらの資料としましては、長崎公共職業安定所から毎月資料をいただいているんですけども、その中で有効求職者数、有効求人数、月間の就職件数と有効求人倍率、これ年度の平均値ということで、4年度、5年度ですね。有効求職者数は、およそ600人前後、求人数については4年度が433人、5年度平均で498人ということで、有効求人倍率が0.72から今0.89、5年度の末、6年の1、2、3月では、ここは1.0ぐらいに今なっている状況でございます。その下ですね。今度、職業別の有効求人の求職、就職状況ということで、これが職種別に月ごとに人数が出ているものの

上位5つを上げているものがございます。フルタイムの常用での有効求人については、介護サービス、一般事務、看護、保険、社会福祉の専門職業の従事者、営業ということで、求人については多い状況でございます。一方の求職の方では、一般事務の求職というのが多くて、その次は介護サービス、看護、保険、商品の販売、運搬等の順番となっております。パートの方でも同じように介護のサービス、一般事務が上位を占めており、その他パートでは、飲食物の調理、清掃というのが求人数として増えているという状況になっております。ここは実際の町内、県内の求人、求職の大まかな状況ということで、把握していただければと思います。その下、2番目、長崎県、長与町における在留外国人の状況についてということで、一つ目が上が長崎県における在留外国人の総数の推移ということで、平成29年から令和4年度までの数字を上げさせていただいております。コロナ禍で若干減ってきていたところですが、令和4年度以降ですね、また、やや増えているのかなという状況でございます。その下が在留資格別の外国人数、これは県内の数字になるんですけど、この下の数字の上段が令和4年度、下段が令和5年度の数字となっております。4年度と5年度の違いが右側の方に特定技能というのがございますけれども、そこの数字が4年度が790人、5年度が1,689人ということで、ここが一番増加をしているところとなっております。その次、右側の方に移りまして、長与町における在留資格、在留外国人数ということで、大体年間170人前後の方が長与町にいらっしゃるということで、赤で色を付けてるところが上位5種類ぐらいの方が多いと、技能実習の方がやはり一番まとめると多くいらっしゃるという状況でございます。

その下3番目、こちらで今人数が多かった技能実習制度につきまして、少しご説明をさせていただきます。1993年、平成5年に、外国人技能実習制度というのが創設をされております。こちらが1960年後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度、それを基に制度化されたもので、目的としては我が国で培われた技能、技術または知識を発展途上地域へ移転することによって、当該地域の経済発展を担う人づくりに寄与するというところで始まっております。技能実習制度の受け入れ方式というのが2種類ございまして、団体監理型と企業単独型ということで、団体監理型というのが、協同組合とか商工会などを監理団体という、つくって、そこが技能実習生を受け入れて、それから加盟する企業に現地で実習をしてもらうというのが団体監理型、企業単独型というのは、もう企業が直接、現地法人とか、相手先、現地での取引先とかから直接技能実習生として受け入れるというものでございます。2枚目に移行していただきますと、これが2019年、令和元年に特定技能制度というのが、今度次に創設をされております。こちらが新しい在留資格ということで創設をされてるんですけど、こちらの目的が国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性、技能を有する外国人を受け入れることを目的ということで、先ほどの技能実習と目的が大きく変わりまして、人材確保というところが大きく表に出ております。今その

下に示す12の分野が対象ということとなっております。

続きまして4番、外国人雇用に関する長崎県の取り組みと。これも長崎県のホームページから抜粋して持ってきておりまして、県の方としましては、ベトナムのクアンナム省という所と人材交流の協定を結んで、そちらからの受け入れというのを推進をしていると。その他に下のポツで三井商船とも提携をして、そちらとも業務提携して受け入れをやっているという状況でございます。その右側の方に行っていただくと日本語教育の支援だとか、セミナーとか、就労者、就労というか、外国人材の方のコールセンター等を設けて対応をしているということでございます。別に農業とか水産業の分野におきましては、2019年に株式会社エヌというのを県も出資して設立をされており、ここで農業、漁業分野の労働者の派遣だとか、特定技能だとか、技能実習の受け入れ等をやっている状況でございます。

長与町の雇用への取り組み、次5番目ですね。いくところでは、特別の外国人材という取り組みはしていないんですけども、雇用を条件とした助成金ということで長与町企業立地促進助成金、こちらは建物等賃貸借助成金と、その下にございます雇用促進助成金、こちらが記載のと通りの要件と助成額として助成をしております。また長与町工場等設置奨励条例に定める奨励金ということで、こちら新たに土地を取得、工場を新設、増設していただいた企業で10人以上の町民の常用雇用があった場合に、固定資産税、新たに取得した分の固定資産税の税額相当額を3年間、奨励金としてお支払いするという制度がございます。その下、3枚目になりますけども、こちらにちょっと技能実習制度の仕組みということで、技能実習の1号、2号、3号というところが、その1枚目の中でもございますが、それがちょっとどういうものかというのと、左側に団体監理型と企業単独型のイメージが載っておりますので、ご参考にしていただければと思います。以上で説明とさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

大きな3番目の外国人実習制度の外国人技能実習制度が1993年、平成5年度ですね。これは結局外国人を教育をして、また日本の技術を向こうに持って行くということだったわけだけど、今度は逆に今回の入管法におきましては、2019年は、逆に向こうのパワーをこっちの方にいただくという全く違う方向になったわけですね。ということはやはり日本の少子化で人材不足という中で、こういう制度が始まったということで理解をしています。一般質問でも僕がちょっと質問させていただいたんですけど、これについて要は今長崎県の運転免許のところにおいても外国人の雇用があつてますね。外国人の雇用で試験官というか職員も外国人が入ってる。こういうことについて長与町もこういうシステムを作ろうという考え方はあるのかどうかというのがまず一つね。そ

れと企業誘致の結局雇用促進助成金については、今企業誘致についての分が、結局今言った固定資産税の減免措置かな、こういう分についてあるんですけど、これについてはやはり個々の外国人を対象としているのかどうか。これは企業を持ってきたところに対しての固定資産の減税はするんだけど、これは企業向けであって外国人向けではないわけでしょ。この辺についてちょっと2点ほど質問をしたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今運転免許、県の方で運転免許のところでも外国人の雇用があるかと。長与町でのそのような外国人雇用のシステムをとということでございましたが、今のところ長与町であえて外国人を雇用するということは、雇用を促進していこうというところでの考えはございません。あとその雇用、工場等設置奨励条例に定める奨励金につきましては、一応町民という形の記載、今のところですね。でございますので、基本的には定住していただくということが前提かなとは考えておりますが、その辺りも要綱等を分かりやすくしていく必要があるのかなと、今ご質問いただいて考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は基本的にもう今さっき言ったように、もう少子高齢化の中で働く人たちがどんどんいなくなる。人口も減少していく。これでもうやっぱグローバルに、世界からの、もう世界のグローバルな中で、日本人もやっぱり日本だけの島国の日本人だけでなく、やっぱりそのいろんな結局移民も含めた中で、要はその今から考えていかないと、もうどんどん人口が減っていく。要はその人口が減る、多い所は今からGNPも全部上がっていくんだけど、要はその日本国自体がだんだん衰退をしていくと、これは長与町だけの問題じゃなくてね。しかし、やはり一つの行政体としてもこういう取り組みを今後ね、今すぐじゃなくて、考えていかないと結局人口減とか、それから働く所も結局あるんだけど、要は人材がないというようないろんな不平等になってしまうからね。それについての今後の考え方っていうのは、部長どうでしょうかね。このここで今長与町ではほとんどやっていないんだけど、今後必要性は僕は出てくると思います。それについての考え方を聞いておかないと。今具体的にこれをしてます、これをしますとかいうことはできないと思う。しかし今考えておかないと、それはもう遅いから。考え方ね。それについてどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

外国人の雇用に対する本町の今後の考え方ということで、委員ご指摘のとおり令和元

年度に特定技能制度が創出をされた。これにつきましては、日本の特定な職種におきましてもやはりその日本人の人材が不足しているということで、委員ご指摘のとおりグローバルな視点で、今後は考えていく必要があるかと考えております。本町でも企業は特段多いというわけではございませんけれども、外国人の雇用につきましては雇用のみならず長与町のその地域の発展にも寄与するところでもあろうかと思っておりますので、具体的に本町で今外国人の雇用につきまして、こういったものをしていとか、そういったものはありませんけれども、今後そういった社会情勢の変化、そういったものも鑑みながら、県とか国の情報等も注視しながら今後もこういった方向性にしていくのか、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

長与町における在留資格別の在留外国人数というのが載ってるんだけど、結局会社として大体何社ぐらいの会社が雇用をしているのかというのは大体分かりますか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

何社が雇用しているかっていうところは、分かりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

長与町における在留資格別在留外国人数ですね。1号、2号、3号、3号が終わるともう帰国ってことになると思うんですけども、これ職種が分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

こちら今ですね、在留資格別の在留外国人数というのが在留外国人統計というところから数値を持ってきてるんですけども、その職種というところまでは統計がされておらず、資料としてはございません。あと長崎県ではちょっと集計をされている資料がございまして、令和5年10月末の数値であるんですけども、全体で技能実習生というのが3,258名、製造業が1,270名で39%、農業が623名で19%、建設業が516名で16%、その他が10%を切っているもので卸売業とか、小売業、医療、福祉とかに続いております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと恥ずかしい質問になるか分からないですけども、今、日本でも最低賃金とありますけども、外国の方、長与ではそういったところが、あまり分からないということですけども、賃金については外国の方、やっぱり低いんですか、高いんですか、その辺を分かれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

お配りしております冊子になっている方の資料で、9ページ、3枚目をめくっていただいて、ページ数が9ページのところで、上の方で受け入れ機関についてという中での受け入れ機関が外国人を受け入れるための基準ということで、外国人と結ぶ雇用契約が適切かと、例で報酬額が日本人と同等以上ということになっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

雇用に関して外国人に関わらず、要は今私たちがよく町内で建設業土木業の方が、人間がいなくて仕事はあっても仕事ができないとか、仕事を取れないといういろんな結局話があるわけですね。今全国的にそれはもう何でも結局人間がいなくて、困っている状況なんです。だからそれについての相談窓口は、外国人を入れた中の相談窓口とかなんとかを作った方が僕はものすごく役に立つと思うんですけどね。行政の体制としてそこまでやるのかということなんだろうけど、要はその今後そのことはどんどん大きく国の問題になってくると思うんですね。だから何か繰り返しのようだけど、今後ともそういう対策は常に取るとかないといけない。これにいても部長の見解をね、今やってるわけじゃないから、考え方はやっぱりちょっと聞いてた方がいいと思うんです。

○委員長（中村美穂委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

たしかに委員がおっしゃられますとおり、現在建設業とか、土木業、製造業とか、そういった建設部門に対する人材不足というのは、全国的に顕著になっているところでございまして、特に町民の安心安全の部分である災害対応とか、そういったものについて

もやはり地域に密着した企業がないことには、安心安全というのは担保できないような状況になってこようかと思しますので、その中でやはりその外国人の雇用というものは、今後重要になってくるかと思えます。言われます窓口であったりとか、こういった支援をしていくのか、こういった情報を流していくのか、そういったことにつきましては国、県、そういった所とそういった動向を見ながらしていくところがあるかと思えますし、長与町だけではなくて、県全体とか地域全体で考えていく問題であろうかと思えますので、その辺もちょっと難しい問題ではありますけれども、今後近隣市町ともいろいろ意見交換とかもしながら、こういった方向に持っていくか、今後も研究をさせていただければなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

お諮りします。本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で所管事務調査を終了いたします。

なお昨日審議をいただきました議案第38号の補正予算についてですが、委員長報告は、委員長に一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 11時46分）